

裏面白紙

地方内閣事務局長は、必要があらむときは、所定の地に、連絡調整

第九條 連給調整中央事務局長官一人を置く。

第十條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第十一條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第十二條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第十三條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第十四條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第十五條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第十六條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第十七條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第十八條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第十九條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第二十條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第二十一條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第二十二條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第二十三條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第二十四條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第二十五條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第二十六條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第二十七條 連給調整中央事務局長官は、連給調整中央事務局長官の職務を指揮監督し、連絡調整

第十 務ヲ掌ラシムル爲外務部内一級官吏ヲ以テ之ニ充ツ大臣ノ命ヲ承
 務一人ヲ置ク外務部内一級官吏ヲ以テ之ニ充ツ大臣ノ命ヲ承
 長一部務ヲ掌ル外務部内一級官吏ヲ以テ之ニ充ツ大臣ノ命ヲ承
 ケ部務ヲ掌ル外務部内一級官吏ヲ以テ之ニ充ツ大臣ノ命ヲ承
 十六條 昭和二十二年法律第二百三十九号一内務省官制等廃止
 に伴う法令の整理に因する法律一の一部を次のように改正する。
 第四條を削る。

裏面白紙

等に
 のて
 必各
 妥廳
 か事
 ある務
 のの
 。總
 こ台
 れ調
 か整
 、に
 こ関
 のす
 法事
 律務
 案を
 提出
 する
 理由
 である
 。と
 する
 こと
 なる

裏面白紙

諒 解 事 項 外 務 省

今般杵戦連絡中央事務局は解消される事となつたが、將來連合
國との間に平和條約締結せられた後においては平和條約に規定せ
らるる諸條項の實施に因連する連合國側との折衝及び連合國によ
り設置を予想せられる対日監視機構との交渉、連絡等の渉外事務
は、外交一元化の主旨に従ひ外務省において統一的に処理するも
のとする。